

第 5 4 号議案

中野区特別区税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 2 年 6 月 2 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

ひとり親に係る区民税の非課税措置等、軽自動車税の環境性能割の非課税の適用期間の延長等について規定を整備し、軽量な葉巻たばこに係る特別区たばこ税の課税方式を変更するとともに、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等について規定する必要がある。

中野区特別区税条例等の一部を改正する条例

(中野区特別区税条例の一部改正)

第1条 中野区特別区税条例(昭和39年中野区条例第58号)の一部を次のように改正する。

第8条の2中「第36条の14第2項」の次に「、第49条の3の3第5項」を加え、「閏年」を「^{じゆん}閏年」に改める。

第10条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第17条中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第23条第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第24条の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第24条の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第49条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第49条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)」を加える。

第49条の3第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」

に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限りに、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第49条の3の3第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限りに、適用する。

第49条の3の3第1項中「第49条の3第2項」を「第49条の3第3項」に改める。

付則第2条の2中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付則第4条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

付則第5条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

付則第10条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

付則第11条第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

付則に次の 3 条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第 17 条 第 5 条の 3 第 7 項の規定は法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について、第 5 条の 3 第 8 項の規定は法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 9 項第 4 号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

2 第 5 条の 4 第 1 項の規定は法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する条例で定める債権について、第 5 条の 4 第 2 項の規定は法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 3 第 1 項第 7 号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第 18 条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第 5 条第 4 項に規定する指定行事のうち、区長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第 1 項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第 60 条第 4 項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第 314 条の 7 第 1 項第 3 号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第 20 条の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第19条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における付則第3条の4の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第2条 中野区特別区税条例の一部を次のように改正する。

第8条中「においては」を「には」に改める。

第49条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

(中野区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 中野区特別区税条例等の一部を改正する条例(令和元年中野区条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中中野区特別区税条例第10条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1条第4号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

附則第2条第1項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中中野区特別区税条例第49条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第4条の規定

令和 2 年 1 0 月 1 日

(2) 第 1 条中中野区特別区税条例第 1 0 条第 1 項第 2 号、第 1 7 条、第 2 3 条第 1 項ただし書及び付則第 2 条の 2 の改正規定、同条例付則に 3 条を加える改正規定（付則第 1 8 条及び第 1 9 条に係る部分に限る。）並びに次条並びに附則第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定 令和 3 年 1 月 1 日

(3) 第 2 条中中野区特別区税条例第 4 9 条第 2 項ただし書の改正規定及び附則第 5 条の規定 令和 3 年 1 0 月 1 日

(4) 第 2 条（前号に掲げる改正規定を除く。）の規定 令和 4 年 4 月 1 日

(5) 第 1 条中中野区特別区税条例付則第 1 0 条第 1 項及び第 1 1 条第 3 項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 1 2 号）附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日

（延滞金に関する経過措置）

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の中野区特別区税条例（以下「新条例」という。）付則第 2 条の 2 の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（区民税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中区民税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の区民税について適用し、令和元年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 1 0 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）、第 1 7 条及び第 2 3 条第 1 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の区民税について適用し、令和 2 年度分までの区民税については、なお従前の例による。

- 3 令和3年度分の区民税に係る申告書の提出に係る新条例第23条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第9条第1号に掲げる者に係るものを除く。））」とする。
- 4 新条例第24条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。
- 5 新条例第24条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第24条の3第1項に規定する申告書について適用する。

（特別区たばこ税に関する経過措置）

第4条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。

第5条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の前日に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る特別区たばこ税については、なお従前の例による。

（中野区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 中野区特別区税条例等の一部を改正する条例（平成30年中野区条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 1 項中「平成 3 1 年度」を「令和元年度」に改める。

附則第 3 条第 2 項中「平成 3 1 年度分」を「令和元年度分」に改める。

(中野区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 7 条 中野区特別区税条例の一部を改正する条例（平成 3 1 年中野区条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 条ただし書中「平成 3 1 年 6 月 1 日」を「令和元年 6 月 1 日」に改める。

附則第 2 条第 1 項中「平成 3 1 年度」を「令和元年度」に改め、同条第 2 項中「平成 3 1 年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第 3 条中「平成 3 1 年度分」を「令和元年度分」に改める。